平成２２年（フ）第７８４号
名古屋市名東区山の手１丁目511番地　マンションオオクラ303号、旧住所愛知県豊田市豊栄町５丁目109番地　アウローラ109―502号
破産者　米津　岩夫
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２５７号
愛知県岡崎市大平町字南田潰３番地１　ハイムエクセルⅡ202、旧住所東京都杉並区下高井戸１丁目38番12号　フレンドシップコーポレーション202
破産者　尾上　和久
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３４０号
愛知県刈谷市松栄町３丁目14番地３　ルミエール松栄305号
破産者　佐藤　卓也
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２４号
京都府舞鶴市字南田辺82番地―203号、開始決定時の住所京都府舞鶴市天台新町６番地
破産者　山下　尚登
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２３年（フ）第９号
和歌山県日高郡みなべ町山内1477番地
破産者　アンドウ建設こと　安東　雄介
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第１４号
山口県萩市大字米屋町41番地、前住所山口県萩市大字塩屋町10番地
破産者　木原　光久
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第１５号
山口県萩市大字米屋町41番地、前住所山口県萩市大字塩屋町10番地
破産者　木原百合江
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第２９８号
愛媛県松山市畑寺２丁目４番14号
破産者　川又　圭二
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６２号
熊本市城南町東阿高1421番地、開始決定時の住所熊本市城南町藤山2945番地１
破産者　内田　頼照
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６３号
熊本市城南町東阿高1421番地、開始決定時の住所熊本市城南町藤山2945番地１
破産者　内田　春代
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２６２号
宮崎市南高松町６―26　晴ビル２階、住民票上の住所宮崎市大工１丁目10番25号　第二宮下ビル201号
破産者　宮下康二郎
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１２７号
宮崎県日向市曽根町１丁目134番地
破産者　有村　健一
1　決定年月日　平成23年10月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２４０号
埼玉県秩父市下影森858番地１
破産者　青野　洋介
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４７号
長崎県長崎市脇岬町3427番地
破産者　平　　信子
1　決定年月日　平成23年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０３号
北海道虻田郡倶知安町南２条西１丁目１番地10
破産者　岡崎　宏毅
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２２号
宮城県大崎市古川荒谷字簀ノ子町36番地１
破産者　徳江　　豊
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１２３号
宮城県大崎市古川荒谷字簀ノ子町36番地１
破産者　徳江あつ子
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第６６９０号
大阪府高槻市須賀町49番６号、住民票上の住所大阪府高槻市春日町９番46―202号
破産者　齋木　　眞
1　決定年月日　平成23年10月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部